

教育庁都立学校教育部特別支援教育課会計年度任用職員募集要項

項 目	内 容
職名	特別支援教育業務補助員
採用予定者数	下記「勤務職場」 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年11月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	都立工芸高等学校 (文京区本郷1-3-9) なお、次年度以降、勤務場所が変更となる場合があります。
職務内容	(1) 通級による指導に係る連携事業者や高校通級支援員等との連絡・調整に関する業務 (2) 生徒の行動観察や通級による指導に係る記録作成等に関する業務 (3) 校内の教員間での生徒の情報共有に関する業務 (4) その他、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員等、教員を補助する業務等、校長及び東京都教育委員会が特に必要と認める業務
求められる資格・能力	以下の要件を全て満たす者 (1) 誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる者 (2) ワード及びエクセル等のソフトウェアを利用したパソコンによる文書作成や集計作業等が正確にできる者 (3) 発達障害等に関する基本的な知識や理解があり、関係知見等の更なる習得に熱意がある者 (4) 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（退職後を含む。） (5) 健康でかつ意欲を持って業務に取り組むことができ、任用期間中の職務を遂行できる者
勤務日数	月16日
勤務時間	原則、1日7時間45分 都立工芸高等学校 午後1時30分から午後10時
休憩時間	上記勤務時間のうち45分間
休暇	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	月額208,100円（通勤手当相当額を別途支給） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ保険に加入する。
応募方法等	令和8年10月1日までに会計年度任用職員申込書を提出する。
選考方法	第一次選考（書類選考）、第二次選考（面接）
問合せ	教育庁都立学校教育部特別支援教育課発達障害教育推進担当 電話 03(5320)7838

特記事項	○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
-------------	---